

京都市地域防災計画の修正案について

1 概要

平成30年は、全国的に非常に多くの災害が発生し、本市も多くの被害を受けた。特に、台風第21号が接近した際には、大規模な停電が発生するなど、市民生活に直接影響するライフラインの被害が顕著であった。これを受け、ライフライン関係機関との協力体制や、関西電力株式会社による電気施設の災害予防及び応急復旧等に係る修正を行うほか、法改正等に基づく修正を行う。

2 主な修正内容

(1) ライフライン関係機関との協力に関する規定の追加

(震災対策編，一般災害対策編)

災害によって被害を受けたライフライン施設（電気施設，都市ガス施設，電気通信施設，水道施設，下水道施設）の復旧に際し，情報収集や調整が必要である場合は，災害対策本部が各ライフライン事業者にリエゾンの派遣を要請し，情報共有の場を設けることで，被災状況に応じた復旧の日程や箇所等の調整を行うことを規定。

(2) 電気施設の災害予防及び応急復旧の規定の修正

(震災対策編，一般災害対策編)

電力安定供給のため，電力広域的運営推進機関との協調による相互応援体制の整備や，復旧工事時の京都市災害対策本部及び道路管理者との緊密な連携について明記。

また，停電時の広報活動について，被害状況や復旧状況に加え，一連の災害において非常に多くの問合せがあった「復旧の見通し」についても広報することを規定。

(3) 避難確保計画の作成等が必要となる要配慮者利用施設の規定

(資料編)

平成29年6月に改正された水防法及び土砂災害防止法において，洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で，市町村の地域防災計画に定められた施設の所有者又は管理者は，避難確保計画の作成し，市町村長に報告することなどが義務付けられている。

平成30年5月に対象要件の一つである洪水浸水想定区域が指定されたことを受け，対象施設の選定作業を行い，その結果を資料編に規定。

(4) 原子力災害対策指針の改正等（原子力災害対策編）

平成30年7月に原子力災害対策指針が改正され、原子力災害対策の目標に係る記述が、国際的な考え方と整合が図られたことに伴い、計画の関係部分の記載を修正。

あわせて、現在整備中の屋外スピーカー・防災ラジオについて、情報伝達手段として記載するとともに、昨年度整備された大気モニタ・ヨウ素サンプラについて、環境モニタリング機器として、細部計画である京都市環境放射線モニタリング計画に記載。